

## 香港における画像意匠の保護制度



北京銀龍知識産権代理有限公司

周 愷  
機械意匠部  
意匠グループリーダー

北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。筆者の周グループリーダーは、中国で大学卒業後、2009 年から 2012 年まで製品設計者を務めた。2012 年に北京銀龍に入社以来、機械部専利代理人を務めている。米国、ヨーロッパ、日本、および韓国のクライアントのために英語 - 中国語/中国語 - 英語の翻訳、専利出願や審判等の業務を担当し、さらに国内クライアントのために出願などの業務を担当している。

### 【概要】

香港では、「画像意匠」に対する専門的な意匠分類や制定された保護制度はないが、ロカルノ分類における「グラフィックシンボル・ロゴ、表面の図案、装飾」の意匠であって物品に適用されたものや、ほかの国や地区で登録されたグラフィカルユーザーインターフェース（GUI）に関する意匠等、画像が意匠として登録され得る場合がある。

### 【詳細及び留意点】

香港における意匠登録制度は、地域的な保護を提供する。ある意匠が中国国家知識産権局の意匠登録機関において登録されていたとしても、これが香港において自動的に保護されず、香港において個別に登録しなければならない。

香港知識産権署により公布された『意匠条例』（第 522 章）によれば、各種製品の意匠、例えば物品の形状（shape）、形態（configuration）、模様（pattern）、または装飾（ornament）は、作製された物品が視線を引き付け、肉眼で判別できる特色があれば、すべて意匠として登録することができる。

出願人は、申請用紙に意匠の新規性に関する説明を記入しなければならない。ただし、例外として、繊維製品、壁紙、壁紙類似の壁被覆材、レース、繊維製品もしくはレースから構成される組物に適用されることを意図した意匠の場合、新規性に関する説明は不要である。

出願人が保護を申請する意匠が物品のある特定部分である場合、新規性を主張する特定部分は、明確に示されなければならない。例えば、該部分に色を塗る、該部分を囲む、または、該部分を実線で示し他の部分を点線で示さなければならない。

意匠登録申請時には、出願人は出願意匠が適用される物品が属するロカルノ分類番号を願書に記入しなければならない。

「画像意匠」に関し、香港では、専門的な意匠分類や制定された保護制度はない。しかしながら、以下(1)、(2)等、登録され得る場合がある。

(1)ロカルノ分類におけるクラス 32、サブクラス 00 に属する「グラフィックシンボル・ロゴ、表面の図案、装飾」において意匠登録を申請する場合

該グラフィックシンボル・ロゴ、表面の図案、装飾がどの物品に適用されるかを明記し、かつ、該物品が属するロカルノ分類のクラスおよびサブクラスを記入する必要がある（『意匠条例』第 522 章第 2 条）。

例として、「装飾」において意匠登録をしたい場合であってその装飾がハンドバッグ用のものである場合、登録申請用紙の第 D1 号物品欄と分類欄には、「装飾」「32-00」と記入せずに、「ハンドバッグ用の装飾」「3-01」と記入する。

(2)GUI に関する意匠出願を申請したい場合

GUI に関する意匠出願について、ほかの国や地区で登録された場合、基本的に香港においても登録される。分類欄には「14-04」を記入しなければならない。

以下に GUI が意匠として登録された例（物品：用於電子設備的圖形用戶界面 Graphical User Interface For Electronic Device）を表示する（図 1～図 3）。

1913171.7M022



Registration No.: 1913171.7M022

Article:

用於電子設備的圖形用戶  
界面  
Graphical User Interface  
For Electronic Device

Priority Date: 11-09-2018

Locarno 14 - 04

Classification  
No.:

Registered  
Owner's Name:

Status of  
Registration: Registered

図 1

1913171.7M021



Registration No.: 1913171.7M021

Article:

用於電子設備的圖形用戶  
界面  
Graphical User Interface  
For Electronic Device

Priority Date: 11-09-2018

Locarno 14 - 04

Classification  
No.:

Registered  
Owner's Name:

Status of  
Registration: Registered

図 2

□ 1913171.7M020



Registration No.:	1913171.7M020	Article:	用於電子設備的圖形用戶 界面 Graphical User Interface For Electronic Device
Priority Date:	11-09-2018		
Locarno Classification No.:	14 - 04	Registered Owner's Name:	
		Status of Registration:	Registered

図 3

## 【ソース】

意匠条例（第 522 章）

意匠規則（第 522A 章）

香港特别行政区知识产权署ウェブサイト <https://www.ipd.gov.hk>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)